

令和6年2月5日～令和6年2月22日に実施したパブリックコメントへの御意見及び対応方針について

該当ページ	御意見等	事務局の対応方針
全体	<p>個別施策ごとに、担当課又は係の記載があればわかりやすい。どこが主体的に活動をしていくのか見えない。</p> <p>計画を読むと、健康福祉課だけでなく、生涯学習課・村づくり推進課・産業振興課などや社会福祉協議会との連携も必要なので、その課等もへ行きすべきと思います。※記載が難しい施策もあると思いますので、すべてには求めません。</p>	<p>P69の庁内の推進体制に記載してありますとおり、本計画は高齢者の生活全般に係る計画であり、それぞれの施策において横断的な連携の推進を図るため、担当課や係の記載は予定しておりません。</p>
全体	<p>取組目標がある個別施策として「自立支援及び重度化防止等に向けた取組目標」が記載されています。他の個別施策でも、目標値が設定できるものについては、記載すべきと思います。</p>	<p>自立支援及び重度化防止に向けた取組については、関係機関と連携しながら具体的な数値目標を設定して事業を進めています。他の事業についても、事業内容によって、今後具体的な数値目標を定めることができたものについては、次回計画以降は記載できるよう検討していきます。</p>
全体	<p>個別施策の「検討します」について、具体的なスケジュールの記載が必要だと思います。いつから行うのか、いつ頃形になるのか見えません。</p>	<p>施策の中で検討しているものについては、令和6年～令和8年の計画実施の3年の中で、より具体的な施策になるよう取り組んでまいります。</p>
全体	<p>個別施策の新規事業については、重層的な支援体制の整備のようにイメージ図があればわかりやすい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングケアラーを含めた家族介護者の支援</li> <li>・在宅医療推進事業</li> <li>・地域お助け合い事業内容拡充推進事業 など</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、ヤングケアラーを含めた家族介護者の支援及び在宅医療推進事業についてはイメージ図を追加しました。</p>
全体	<p>個別施策の詳細説明の中で、新規事業については、○○事業【新規】とタイトルをつけると、新たな取組みへの思いがより伝わる気がします。</p>	<p>ご意見を踏まえ、新規事業につきましては、【新規】と追記しました。</p>

該当ページ	御意見等	事務局の対応方針
全体	<p>「障害者」の表記について、県社協「障がい者」、福島県「障がい福祉課」もあるが障害者という表記の事業名等である。飯舘村が、「障害者」との表記に至った判断基準を巻末に記載してもいいと思います。</p>	<p>当初国法令等を参考にしたため「障害者」の表記がありましたが、ご意見を踏まえ、福島県に準拠する形で記載表記を全て「障がい者」に修正します。なお、国の法令に基づくサービス名や、それに伴うイメージ図については「障害者」の記載となるため、注釈を加えます。</p>
全体	<p>P13 ④のグラフにおいて、「避難先やその近隣で生活したい」と考えている村民が37%もいます。計画を読んでいると、村内で行う計画がほとんどであります。（実際はそうではないのですが、そう感じます。）村民の3分の1の高齢者が、今後も村外で生活することが明らかであるので、「村外に住む村民向けの計画（対象事業等）」の説明（一覧など）、また、村外社協との連携内容等があれば、村外に住んでいる高齢者も安心できるのではないのでしょうか。避難自治体特有の課題であります。計画の中で、村外に住む方も対象としている旨の記載がもっとあっていいと思います。</p>	<p>本計画は、村で生活する方と避難先で生活する方への支援策を分けて考え策定しているものではなく、村内にある社会資源を活用し、また不足しているものを新たに生み出し、村として福祉施策を充実させていくため、様々な意見を基に策定しています。村外での生活をされている村民の方に対しては、現在の居住している市町村で、その地域の社会資源を利用できるよう各市町村と連携及び調整を図っており、村外に住む村民向けの計画の説明は考えておりません。</p>
P13 今後のお住まい（居住場所）等について	<p>一番左の数字は、「可能な限り飯舘村で生活したい」の方が、見やすいし、わかりやすいです。その後の計画は、ほとんどが村内での計画です（と感じます）。その理由は、このグラフ（結果）によるところもあると思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表の記載順を修正しました。</p>
P12とP13のグラフ	<p>P12の③、P13の①のグラフですが、同じ質問であるのに、グラフが異なります。設問が間違っているのか、グラフが間違っているのかの確認が必要だと思います。</p>	<p>P13の①の設問の表記が誤っておりました。正しくは「世帯類型について」となり、グラフは正しいものになります。設問部分の記載を修正します。</p>
P27 中核機関の設置・運営	<p>中核機関の設置をする具体的な時期（年度）の記載が必要です。</p>	<p>中核機関の設置については、村での設置に向けた調整をこれから行うこととなっており、具体的な時期については、本計画での記載予定はありません。</p>
P35 地域密着型サービス	<p>P35上段で、さまざまな地域密着サービスがありますが、その中で「小規模多機能型居宅介護」の整備を検討する理由を明記すればわかりやすいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P34の（2）に地域密着サービスの充実の部分に、「小規模多機能型居宅介護」を推進する理由を追記しました。</p>

該当ページ	御意見等	事務局の対応方針
P42 介護予防把握事業の 推進	「25項目の基本チェックリスト」についての記載があるので、巻末にチェックリストを掲載したほうが、どのようなチェックリストなのかわかります。	冊子のページ数の都合上、基本チェックリストについては掲載の予定はありません。なお、申請手続きに係る関係資料として、今後ホームページ上での掲載を検討していきます。
P46 生活支援サービスの イメージ	P45（3）から、生活支援サービスの業事（？）が行う事業費は、介護保険料から支出されることで良いでしょうか。その場合、高齢者のサービス利用時の負担金はサービスごとに決まるのでしょうか。このサービスの財源の流れ・利用料の支払等がわからなかったので、説明が欲しいです。	介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険料を財源としています。サービスを利用した際に利用者に負担が生じるかどうかについては、事業内容によって異なります。ここに記載しているサービスは一例であり、具体的な財源の流れや利用料について記載は難しいため、記載の予定はありません。
P54 日常生活自立支援事 業の実施	福島県社会福祉協議会ホームページの説明では、対象者は「認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方」と説明があります。また、サービスには、福祉サービスの利用援助もあります。村計画の説明と異なる点があるのですが、整合性について確認します。	利用対象者については、福島県社会福祉協議会のホームページでは「認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方」とありますが、利用者ご本人と契約を結んで利用いただく制度のため、契約内容が理解できない程の判断力の低下がある場合には利用が難しくなることから、本計画では、「ある程度判断能力ある方と契約を結ぶ」という文言での記載になっています。福島県社会福祉協議会ホームページ内にもそのような補足説明の記載があります。「あんしんサポート」については、福島県社会福祉協議会からの委託を受けて飯舘村社会福祉協議会が行っており、サービスの内容は福島県社会福祉協議会と同様のものです。
P60 介護給付	（1）居宅サービス①訪問介護の回数が令和5年度に比べ、令和6年度は258回少なくなる見込みです。どうしてかな？と疑問に持つので、欄外にその理由を記載してみてくださいはいかがでしょうか。	①訪問介護の令和5年の回数について、実績見込みを最新のものに修正し、回数が941回となりました。令和6年度との差は42回となります。過去3年の実績や65歳以上の被保険者の人数や年齢層の変化等を参考に国のシステムにより推計し、令和6年度の実績見込みは若干の減となります。
P61 介護保険給付費	介護保険給付費とは・・・説明があると給付金の意味がより理解しやすいと思います。	ご意見を踏まえ、P61に介護給付費についての説明を追記しました。

該当ページ	御意見等	事務局の対応方針
P63 地域支援事業費	<p>地域支援事業費の見込みが記載されていますが、この金額が適正なのか、多いのか、少ないのかわかりません。</p> <p>他の市町村（一人当たり比較など）に比べて、飯舘村の地域支援事業費の状況はどのくらいなのか、比較説明があるとわかりやすいです。</p> <p>現計画（令和3・4・5年）の実績推移でもいいと思います。</p>	<p>地域支援事業費は、市町村の規模や予防事業の施策等の有無によってそれぞれに内容が異なるため、他市町村との比較は難しいことから、記載は予定しておりません。前計画との実績の推移については、今後検討いたします。</p>
P69 庁内の推進体制	<p>イメージ図があれば、健康福祉課だけでなく、庁内すべての課で行うことがよりわかります。どうしても、自分の所属する担当課以外の計画については、関心度が薄れると思います。全庁あげて取り組むことが、福祉向上につながるわけですから、村民・職員・関連団体が一緒になって取り組んでいくというイメージ図があれば意識の共有がしやすいと思います。</p> <p>それだけ別に印刷して配布しても良いと思います。</p>	<p>庁内の推進体制を分野横断的な取組として進めていくことを理解しやすいイメージ図については、今後検討していきます。</p>
P9 第1節 人口・高齢化率	<p>「第1節 人口・高齢化率」のグラフ「人口の推移と推計」5年までの実績及び6年以降の推計について、今年度策定された第6次総合振興計画後期計画と異なるのはなぜでしょうか。村が策定する計画であるので、2つの計画とも各年の時点は3月31日ではないでしょうか。年齢層別についても同様。</p>	<p>ご指摘のとおり、第6次総合振興計画との整合性を図り、各年の10月1日現在として「人口の水位と推計」及び「高齢者人口と高齢化率」についてグラフを修正しました。</p>
〃	<p>本文中の「令和5年度の4,767人」は、「令和4年度の4,767人」もしくは「令和5年の4,767人」と表記すべきです。以下同様。</p>	<p>ご指摘のとおり、年度を年に改める形で記載内容を修正しました。</p>
その他	<p>村の人口、財政等の実績と推計（見込み）については、村が策定する各種計画の前提状況であるため、それが異なると、計画の内容に多大な影響を及ぼす可能性があります。所管する担当課を明確にし、データを一元管理（共有化）すべきです。</p> <p>※時点が異なる場合には、住民にわかりやすい注釈等を加えるべきです。</p>	<p>データの一元管理については、今後検討していきます。</p>